

中商連オークション規約・運営規定 改正のお知らせ

令和 3 年 1 月 28 日実施

中商連オートオークション規約 改正事項新旧対照表

改正後(2021.1.28～)	改正前(～2021.1.27)
<p>第4条 参加資格等</p> <p>1. J Uオークションに参加する者は、古物商の許可を得、かつ、次の各号のいずれかに該当しなくてはならない。</p> <p>①第5条のメンバー登録を行っている者（以下、メンバーという）。</p> <p>②当該J Uオークションを主催する商組が特に参加を承認し、第6条の特別参加者登録を行っている者（以下、特別参加者という）。</p> <p>2. メンバーは、所属商組以外の商組が主催するJ Uオークションにも参加することができる。</p> <p>3. 特別参加者は、参加資格を承認した商組が主催するオークションにだけ参加できる。ただし、会場外からの応札システムを利用する場合は参加資格を承認した商組以外のJ Uオークションにも参加することができる。</p> <p><u>4. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、J Uオークションに参加することができない。</u></p> <p><u>①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、暴力団という）、暴力団の構成員（以下、暴力団員という）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、暴力団員等という）。</u></p> <p><u>②暴力団員等が自ら役員等（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与する者）になるなど、暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。</u></p> <p><u>③暴力団員等を不当に利用していると認められる者。</u></p> <p><u>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。</u></p>	<p>第4条 参加資格等</p> <p>1. J Uオークションに参加する者は、古物商の許可を得、かつ、次の各号のいずれかに該当しなくてはならない。</p> <p>①第5条のメンバー登録を行っている者（以下、メンバーという）。</p> <p>②当該J Uオークションを主催する商組が特に参加を承認し、第6条の特別参加者登録を行っている者（以下、特別参加者という）。</p> <p>2. メンバーは、所属商組以外の商組が主催するJ Uオークションにも参加することができる。</p> <p>3. 特別参加者は、参加資格を承認した商組が主催するオークションにだけ参加できる。ただし、会場外からの応札システムを利用する場合は参加資格を承認した商組以外のJ Uオークションにも参加することができる。</p>

<p><u>⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められる者。</p> <p><u>⑥暴力団員等に自己の名義を使用・利用させ、J Uオークションに参加する者。</u></p> <p><u>⑦自己または第三者を利用して、J Uオークションに係る取引に関し、次の行為を行う者。</u></p> <ul style="list-style-type: none">a. <u>暴力的な要求行為</u>b. <u>法的な責任を超えた不当要求行為</u>c. <u>取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u>d. <u>風説を流布し、偽計または威力を用いて取引の相手方または商組の業務を妨害し、または信用を棄損する行為</u>e. <u>その他前各号に準ずる行為</u>	
<p><u>附 則（令和3年1月28日改正）</u></p> <p><u>1. 第4条（参加資格等）の変更規定は、令和3年1月28日より実施する。</u></p>	

中商連オートオークション運営規程 改正事項新旧対照表

改正後(2021.1.28～)	改正前(～2021.1.27)
<p>第24条 制裁の裁定</p> <p>1. 主催商組は、オークション参加者に規約、運営規程、商組規約または商組細則に違反する行為があったと認めるときは、その者に規約第33条2項に定める制裁を課する。</p> <p>2. 前項の裁定の内容は、おおむね別表Ⅶの基準によるものとする。</p>	<p>第24条 制裁の裁定</p> <p>1. 主催商組は、オークション参加者に規約、運営規程、商組規約または商組細則に違反する行為があったと認めるときは、その者に規約第33条2項に定める制裁を課する。</p> <p>2. 前項の裁定の内容は、おおむね別表Ⅶの基準によるものとする。</p>
<p>別表Ⅶ. 制裁裁定の基準（運営規程第24条2項）</p> <p>1. 始末書の提出： 軽微なルール違反者に対して課する。</p> <p>2. 戒告： 故意に出品申込書に事実と異なる記載（ただし、3項および4項の場合を除く）をした者等に対して課する。</p> <p>3. 期間または回数を定めての参加停止： 次のa～gのいずれかに該当する者に課する。</p> <p>a. 規約第23条1項の期間内に同条項の書類を主催商組に提出しない出品者。</p> <p>b. 規約第22条2項の期間内に落札代金を決済しない落札者。</p> <p>c. 走行距離計の走行距離数が実際の走行距離数と異なっている疑いがあったにもかかわらず、第9条4項どおりの記入をしなかった者。</p> <p>d. メンバーカード及び特別参加者カードを他者に貸与して使用させた者。</p> <p>e. オークション会場内での暴言および暴力行為等によりオークションの円滑な運営を妨げた者。</p> <p>f. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。</p> <p>g. 過去に1項または2項の制裁を2回以上課されているのに同種違反を繰り返す者。</p> <p>4. 無期限の参加停止： 次のa～dのいずれかに該当する者に課する。</p> <p>a. 出品者が自ら走行距離計を改ざん（走行距離計の交換を含む）したにもかかわらず、もしくは改ざんの事実が明白であったにもかかわらず、第9条3項各号に規定されたとおりの記入をしなかった者。</p> <p>b. オークション会場内、主催商組またはオークション参加者を誹謗した者および暴力行為によりオークション参加者等を傷付けたまたは会場内の設備等を破損させ、主催商組の信用を著しく損なう行為をした者。</p> <p>c. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。</p> <p>d. 過去に3項の制裁を1回以上受けているのに同種違反を繰り返す者。</p> <p>5. メンバー登録の抹消および特別参加者としての登録の抹消： 次のa、b、c、<u>d</u>のいずれかに該当する者に課する。</p> <p>a. 4項の違反を繰り返した者。</p> <p>b. J Uオークションの信用を著しく損なう行為をした者。</p> <p>c. 自社で走行距離の改ざんを行った者。</p> <p><u>d. 規約第4条4項各号の一に該当する者。</u></p>	<p>別表Ⅶ. 制裁裁定の基準（運営規程第24条2項）</p> <p>1. 始末書の提出： 軽微なルール違反者に対して課する。</p> <p>2. 戒告： 故意に出品申込書に事実と異なる記載（ただし、3項および4項の場合を除く）をした者等に対して課する。</p> <p>3. 期間または回数を定めての参加停止： 次のa～gのいずれかに該当する者に課する。</p> <p>a. 規約第23条1項の期間内に同条項の書類を主催商組に提出しない出品者。</p> <p>b. 規約第22条2項の期間内に落札代金を決済しない落札者。</p> <p>c. 走行距離計の走行距離数が実際の走行距離数と異なっている疑いがあったにもかかわらず、第9条4項どおりの記入をしなかった者。</p> <p>d. メンバーカード及び特別参加者カードを他者に貸与して使用させた者。</p> <p>e. オークション会場内での暴言および暴力行為等によりオークションの円滑な運営を妨げた者。</p> <p>f. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。</p> <p>g. 過去に1項または2項の制裁を2回以上課されているのに同種違反を繰り返す者。</p> <p>4. 無期限の参加停止： 次のa～dのいずれかに該当する者に課する。</p> <p>a. 出品者が自ら走行距離計を改ざん（走行距離計の交換を含む）したにもかかわらず、もしくは改ざんの事実が明白であったにもかかわらず、第9条3項各号に規定されたとおりの記入をしなかった者。</p> <p>b. オークション会場内、主催商組またはオークション参加者を誹謗した者および暴力行為によりオークション参加者等を傷付けたまたは会場内の設備等を破損させ、主催商組の信用を著しく損なう行為をした者。</p> <p>c. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。</p> <p>d. 過去に3項の制裁を1回以上受けているのに同種違反を繰り返す者。</p> <p>5. メンバー登録の抹消および特別参加者としての登録の抹消： 次のa、b、cのいずれかに該当する者に課する。</p> <p>a. 4項の違反を繰り返した者。</p> <p>b. J Uオークションの信用を著しく損なう行為をした者。</p> <p>c. 自社で走行距離の改ざんを行った者。</p>

<p>6. 制裁金： 1 項から 5 項までの事由を犯した者に対して、 単独で、または各項の制裁と併せて課する。ただ し、商組は、制裁金の額の基準をあらかじめ定め ておくことができる。</p>	<p>6. 制裁金： 1 項から 5 項までの事由を犯した者に対して、 単独で、または各項の制裁と併せて課する。ただ し、商組は、制裁金の額の基準をあらかじめ定め ておくことができる。</p>
<p><u>附 則（令和 3 年 1 月 2 8 日改正）</u> <u>1. 第 2 4 条（制裁の裁定） 2 項別表 VII の変更規定</u> <u>は、令和 3 年 1 月 2 8 日より実施する。</u></p>	